

青森県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築に向けて、地域の実情に応じた体制の整備について検討を行うため、青森県発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、地域の支援体制の整備を図るため次の各号に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 発達障害児（者）に係る支援体制の実態把握に関すること。
- (2) 市町村発達障害者支援体制整備に関すること。
- (3) 発達障害者支援センターの活動状況に関すること。
- (4) その他発達障害児（者）の支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 発達障害者とその家族で構成される団体、発達障害者支援センター等の関係者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会の事務を総括する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(謝金及び費用弁償)

第6条 知事は、委員に対し、予算の範囲内で謝金及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、青森県健康福祉部障害福祉課において行う。

(部会の設置)

第8条 第2条に掲げる事項を検討するにあたり、部会を置くことができる。

2 部会の設置については、別途要項で定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。